

借入（リース）物件仕様書（自動車）

1 車種等

車種	標準キャブ型セフターローダダンプ (2ドア、リヤはダブルタイヤ、右ハンドル)
ミッション	MT
台数	1台
燃料	軽油（走行に軽油以外を必要としないこと。）
乗用定員	3人
ドア数	2枚
車体カラー	<ol style="list-style-type: none"> 塗料はハイソリッドラッカーを使用し車両全体を黄色（日本塗料工業会標準色 G4-346、標準色の改正があった場合はこれに相当する色）を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。ただしタイヤホイールは塗装せず純正のまま。 前面、両側面と後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。 フロントバンパー及びリアバンパーは白と赤のストライプを公安委員会の道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。（別添参照）
指定文字等	荷台の白帯に「道路維持作業車」（1文字 13cm×13cm）、両側ドアの白帯に「(ハママーク)横浜市」（1文字 13cm×13cm）、両側ドアの白帯以外に「南土木事務所」（1文字 6cm×6cm）、「産業廃棄物収集運搬車」（1文字 5cm×5cm）と、それぞれ黒色丸ゴシック体で記入する。（記載場所詳細別途協議）
荷台	<ol style="list-style-type: none"> ダンプ三方開き、表面鉄板張り、後部は中間ピン付き、低床式（床面地上高 980mm 以下）とすること。 荷台床面には凹凸が無いようにすること。 荷台床面の板厚は 6.0mm 以上とすること。 荷台スライド操作はラジコン式とすること。 テールパネルへ土砂巻き込み防止のための加工を施すこと。 後部あおりロックはレバー式とすること。 鳥居上部枕木（長尺物を搭載した際に警光灯と干渉しないように高さ調整）／角出量有効 150mm 程度とすること。 スコップ掛け（荷台下に 1 個、前壁に 1 個の計 2 個）を取り付けること。 荷台両側裏面と両側あおりへロープフックを取り付けること。（片側荷台下 5 個、あおり 5 個程度）（詳細別途協議） テールゲート下部 L 字アングル補強 防水メタルコンセント 1 個
最大積載量	3,000kg
キャビン	標準キャブ標準ボディとし車両法に定める保安基準により作成し、乗員座席はビニールレザー張りとする。床はラバーマットを敷く。

<p>散光式警光灯 ／補助警光灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 黄色 LED 散光式警光灯 (名古屋電気工業製 XB24-B2A00 または同等品 (道路運送車両の保安基準を満たすもの)) を運転席ルーフに取り付ける。設置位置詳細については別途打合せによるものとする。運転席、助手席とも点灯操作が可能な位置にスイッチを設置すること。(警光灯設置にあたっては、保管場所の高さ制限 (地上高 2,300mm) 以内とする。 2. 荷台鳥居上部に黄色 LED 補助警光灯を左右 3 個取り付け、1 の警光灯と連動して作動するようにすること。
<p>シャシ装備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. エアコン 2. AM・FM ラジオ 3. 時計 4. バックブザー 5. 左右サイドバイザー 6. パワーステアリング 7. エアバッグ (運転席・助手席に設置) 8. ABS (アンチロックブレーキシステム) 9. 電動格納ミラー (左右独立スイッチ) 10. パワーウインドウ (運転席・助手席に設置) 11. 洗車キット 12. 後部突入防止装置 (リアバンパーに設置) 13. 室内灯 (ルームミラー付近に設置) 14. サイドバンパー (滑り止め加工) 15. 牽引フック (車両前後に設置) 16. フロントアンダーミラー 17. サンバイザー (運転席・助手席に設置) 18. 間欠ワイパー 19. 消火器 (ABC 消火器 1 kg) 20. 工具箱 (助手席側へ現車合わせにて取付け。寸法別途協議) 21. スペアタイヤ (車両納車時に納品) 22. タイヤチェーン一式 23. 車止め (運転席側へ 2 個取付け) 24. ドライブレコーダー (コムテック製 DC-DR413 同等品以上) 25. キー 4 個 (リモコン 2 個、鍵 2 本) 26. 電動パーキングブレーキ 27. 坂道発進補助装置

その他参考事項	現在の使用状況：年間平均走行距離 約 8, 0 0 0 k m
	ドライバーの状況：複数人
	九都県市指定低公害車：適合 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。「道路維持作業用自動車」の指定は、賃借人名義において賃貸人が手続きを行う。

2 物品納入期限	令和 7 年 3 月 4 日
3 借入期間（本年度分）	令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
4 借入月数（本年度分）	1 か月
5 予定借入期間 及び最終日	5 年間 令和 12 年 3 月 2 日
6 物品保管場所	所在地 <u>横浜市南区浦舟町 2 丁目 3 3 番地</u> 名 称 <u>横浜市南区南土木事務所</u> 電 話 <u>(045)341-1106</u>

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3 に掲げる借入期間（初年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第 5 条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続きを行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第 7 条第 2 項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注担当課

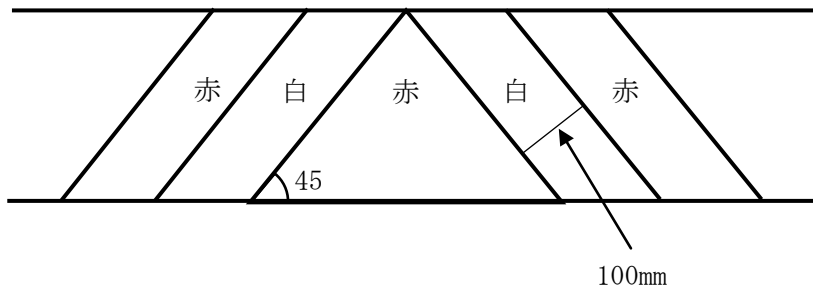
所在地 横浜市南区浦舟町2-33

担当者 南区南土木事務所 TEL: 045-341-1106

川上 FAX: 045-241-1156

仕様書別添

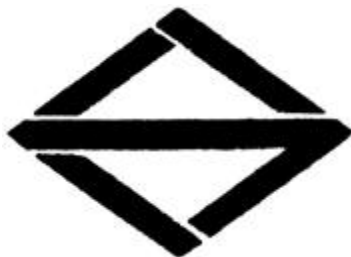
フロント・リアバンパー
ストライプ仕様



○本市徽章

明治 42 年 6 月 5 日
告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム
地質 白
徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70
線幅ハ横ノ 100 分ノ 8
線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1